

## 貸借対照表

平成31年 3月31日まで

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
<b>固定資産</b>	<b>354,817,845</b>	<b>324,144,211</b>	<b>30,673,634</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>354,651,421</b>	<b>323,977,787</b>	<b>30,673,634</b>
土地	246,817,093	246,817,093	0
建物	67,479,599	70,595,539	△ 3,115,940
構築物	2,440,700	2,912,162	△ 471,462
教育研究用機器備品	575,997	796,934	△ 220,937
管理用機器備品	1,082,693	1,390,720	△ 308,027
図書	1,465,339	1,465,339	0
建設仮勘定	34,790,000	0	34,790,000
<b>その他の固定資産</b>	<b>166,424</b>	<b>166,424</b>	<b>0</b>
電話加入権	166,424	166,424	0
<b>流動資産</b>	<b>75,715,111</b>	<b>50,820,328</b>	<b>24,894,783</b>
現金預金	39,474,798	36,364,364	3,110,434
立替金	216,313	245,106	△ 28,793
未収入金	36,024,000	14,210,858	21,813,142
<b>資産の部合計</b>	<b>430,532,956</b>	<b>374,964,539</b>	<b>55,568,417</b>
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
<b>固定負債</b>	<b>60,859,782</b>	<b>45,775,343</b>	<b>15,084,439</b>
長期借入金	55,570,000	40,240,000	15,330,000
退職給与引当金	5,289,782	5,535,343	△ 245,561
<b>流動負債</b>	<b>8,448,088</b>	<b>23,923,661</b>	<b>△ 15,475,573</b>
短期借入金	4,670,000	4,670,000	0
未払金	529,043	16,266,765	△ 15,737,722
前受金	2,265,000	2,096,000	169,000
預り金	984,045	890,896	93,149
<b>負債の部合計</b>	<b>69,307,870</b>	<b>69,699,004</b>	<b>△ 391,134</b>
<b>純資産の部</b>	<b>0</b>		
科 目	本年度末	前年度末	増 減
<b>基本金</b>	<b>405,467,289</b>	<b>385,789,865</b>	<b>19,677,424</b>
第1号基本金	405,467,289	385,789,865	19,677,424
<b>繰越収支差額</b>			
翌年度繰越収支差額	△ 44,242,203	△ 80,524,330	36,282,127
<b>純資産の部合計</b>	<b>361,225,086</b>	<b>305,265,535</b>	<b>55,959,551</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>430,532,956</b>	<b>374,964,539</b>	<b>55,568,417</b>

## 注 記

### (1) 重要な会計方針

#### ① 徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上しています。

#### ② 退職給与引当金

期末要支給額より退職金財団支給額を差し引いた額の100%を計上しています。

#### ③ 預り金及び立替金に係る収支の表示方法

預り金及び立替金に係る収入と支出については、総額により表示しています。

### (2) 重要な会計方針の変更等 なし

(3) 減価償却額の累計額の合計額 110,533,265 円

(4) 徴収不能引当金の合計額 0 円

### (5) 担保に供されている資産の種類及び額は次のとおりです。

土地 246,817,093 円

建物 67,479,599 円

### (6) 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

59,883,821 円

### (7) 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合の

#### その旨と対策

学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金を組み入れていないため該当しません。

### (8) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし